

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

自然災害義援金の差押禁止について

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律（令和3年法律第64号）（以下「義援金差押禁止法」という。）が令和3年6月11日に公布・施行され、下記のとおり、自然災害義援金の交付を受ける権利等について差押えが禁止されたので、御留意願います。

また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を御連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 自然災害義援金

自然災害義援金とは、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。）の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう（義援金差押禁止法第2条）。

2 差押禁止規定

自然災害義援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされた（義援金差押禁止法第3条第1項）。

また、自然災害義援金として交付を受けた金銭も、差し押さえることができないこととされた（同条第2項）。

3 施行日

公布の日（令和3年6月11日）から施行される（義援金差押禁止法附則第1項）。

（注）令和3年1月1日以後に発生した自然災害に関し、義援金差押禁止法の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用されるが、この法律の施行前に生じた効力を妨げないとされている（同法附則第2項）。

（連絡先）

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、佐川事務官

電話：03-5253-5658

(参考)

○ 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律（令和3年法律第64号）

(趣旨)

第一条 この法律は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。附則第二項において同じ。）の被災者又はその遺族（以下この条において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

(差押禁止等)

第三条 自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。